

第21回大空町農業委員会総会議事録

平成31年2月25日第21回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 2番 江口 美世司 | 3番 石田 正俊 | 4番 苜米地 正幸 |
| 5番 澤井 忠雄 | 8番 小久保 謙 | 9番 長尾 照幸 |
| 10番 早川 敏幸 | 11番 渡邊 恵二 | 12番 伊藤 博幸 |
| 13番 井上 良幸 | 14番 田中 悟 | 15番 田中 秀雄 |
| 16番 齊藤 貞利 | 18番 岩原 秀嗣 | 19番 佐藤 廣治 |
| 20番 渡辺 誠 | 21番 石田 敦 | 22番 福田 重幸 |
| 23番 岡本 シゲ子 | 24番 遠藤 哲也 | 25番 長谷川 伸一 |
| 26番 永倉 誠二 | 27番 山神 正信 | |

(2) 欠席者

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 石原 せつえ | 6番 丹羽 真治 | 7番 岡内 浩之 |
| 17番 赤石 昌志 | | |

2. 職員等の出欠状況

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 事務局長 井上 透 | 主査 渡邊 豪 | 主事 久保 亮輔 |
|-----------|---------|----------|

第21回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

| | |
|------|---|
| 井上局長 | <p>では、ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから大空町農業委員会第21回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p> |
| 井上局長 | <p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p> |
| 山神会長 | <p>皆さん、御苦労さまでございます。</p> <p>2月ももう、今日を入れますと4日程で終わるわけなんですけども、日中になりますとプラスになりまして少しずつ雪が融けて、道路もちょっと端の方が融けて汚くなっていると思います。</p> <p>今日、自分の地区で農協の懇談会がございまして、ホクレン原料所の話がございまして、地区によっては、地域によっては違うと思うのですが、積雪が今日じゃないかもしれない、ちょっと前だと思えますが約50センチ、それと凍結が8センチから10センチぐらいと報告を受けています。これから3月に入りますと少しずつ融けると思えます。</p> <p>既にタマネギ等の早いやつはもう種おろしが終わっていると思います。</p> <p>ビートも今月末から早いところでは、今月はちょっと早いかなと思いますが、3月に入りますとビートの種おろしも始まると思います。機械等には十分注意されまして作業を進めていただきたいと思えます。</p> <p>また、1月の総会の後、色々な研修会がございました。委員の皆さんにはお忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。研修を受けた内容につきましては、これからの活動に活かしていただければなと思っております。</p> <p>今日は第21回の総会でございますので、御審議をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> |
| 井上局長 | <p>1月25日開催の第20回総会後の活動状況報告を、お手元に配布</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>山神会長</p> | <p>の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第21回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時38分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> |
| <p>井上局長</p> | <p>ただいまの出席委員は、23名であります。 石原委員、丹羽委員、赤石委員、岡内委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第2号までの合計39件であります。 以上でございます。</p> |
| <p>山神会長</p> | <p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、13番井上委員、14番田中委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| <p>渡邊主査</p> | <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成31年2月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】 この件につきましては、国有地の払い下げの案件です。図面については、1ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p> |

| | |
|------|--|
| 山神会長 | この件について第4地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。 |
| 委員長 | 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。 |
| 山神会長 | これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第1号所有権移転関係2番説明朗読】 この件につきましては、親子間の贈与の案件です。そのため、図面 については省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。 |
| 山神会長 | この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。 |
| 委員長 | 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。 |
| 山神会長 | これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。 |

| | |
|------|---|
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番から2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第1号利用権設定関係1番から2番説明朗読】 この件につきましては、新規案件です。 貸主の経営品目の変更に伴うものです。図面については、2ページ及び3ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。 |
| 山神会長 | この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。 |
| 委員長 | 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。 |
| 山神会長 | これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番から2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |

| | |
|------|--|
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | <p>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、新規案件です。図面については、4 ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p> |
| 山神会長 | この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。 |
| 委員長 | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p> |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による |

| | |
|------|---|
| | <p>農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成31年2月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>24番の一部を除いてすべて更新の案件です。そのため、24番を除き図面を省略しております。また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて37.0ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番から3番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係2番から3番説明朗読】</p> <p>2番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて29.5ha、労働力は1人です。</p> <p>3番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて47.6haです。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | これより利用権設定関係2番から3番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |

| | |
|------|--|
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係2番から3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番から5番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係4番から5番説明朗読】 4番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて88.5 haです。 5番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて20.2 ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係4番から5番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係4番から5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係6番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて44.8 ha、労働力は3人です。 以上でございます。</p> |

| | |
|------|--|
| 山神会長 | これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第2号利用権設定関係7番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて113.2haです。 以上でございます。 |
| 山神会長 | これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係8番から9番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第2号利用権設定関係8番から9番説明朗読】 8番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて45.1haです。 9番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて25.1 |

| | |
|------|--|
| | <p>ha、労働力は3人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係8番から9番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係8番から9番について採決します。</p> |
| 委員 | <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係10番説明朗読】 借主の経営面積は、9番で説明したとおりです。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係10番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係11番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係11番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて36.0ha、労</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>働力は4人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係11番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係11番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係12番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて56.9haです。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係13番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて40.1ha、労</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>働力は2人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係13番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係14番から16番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係14番から16番説明朗読】 14番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて44.4ha、労働力は4人です。 15番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて39.9ha、労働力は、2人です。 16番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて66.3ha、労働力は、4人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係14番から16番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係14番から16番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|------|--|
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により ○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員 退席)</p> |
| 山神会長 | <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に17番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係17番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて40.2ha、労働力は2人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係17番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係17番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員 着席)</p> |
| 山神会長 | <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係18番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第2号利用権設定関係18番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて44.7ha、労働力は3人です。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係 18 番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 18 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 19 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第 2 号利用権設定関係 19 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 12.7 ha、労働力は 4 人です。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 19 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 20 番から 24 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第 2 号利用権設定関係 20 番から 24 番説明朗読】 24 番の地番のうち、住吉 276 番から 283 番 2 までについて</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>は、前の借主の規模縮小に伴い、新規の賃貸借のあっせんが行われませんでした。</p> <p>昨年9月12日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>24番については、図面を5ページに掲載しております。</p> <p>20番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて22.9ha、労働力は3人です。</p> <p>21番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて18.7ha、労働力は2人です。</p> <p>22番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて20.1ha、労働力は2人です。</p> <p>23番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて21.7ha、労働力は2人です。</p> <p>24番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて23.1haです。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> |
| 委員長 | <p>24番につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により昨年9月12にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係20番から24番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係20番から24番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|------|---|
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 25 番から 28 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>【議案第 2 号利用権設定関係 25 番から 28 番説明朗読】</p> <p>25 番借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 23.2 ha、労働力は 3 人です。</p> <p>26 番借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 39.6 ha、労働力は 4 人です。</p> <p>27 番借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 22.7 ha、労働力は 4 人です。</p> <p>28 番借主の経営面積は、24 番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係 25 番から 28 番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 25 番から 28 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転定関係の 1 番から 3 番について、譲受人が同一のため一括して、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 2 月 25 日提出 大空</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番から3番説明朗読】 この件については、先月の総会において買入協議の議決を頂いた案件です。説明はその時に行いましたので、今回は省略させていただきます。 以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより所有権移転関係1番から3番について質疑に入ります。</p> |
| 委員 | <p>(なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の所有権移転関係1番から3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> |
| 渡邊主査 | <p>議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき下記の通り申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成31年2月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号1番説明朗読】 この件につきましては、昨年6月15日に第3地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、86番3は宅地、それ以外は雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、6ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p> |

| | |
|------|---|
| 山神会長 | この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 |
| 委員長 | 当案件につきましては、昨年6月15日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。 |
| 山神会長 | これより1番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第4号2番説明朗読】 この件につきましては、昨年11月21日に第5地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、7ページに掲載しておりますのでご参照いたします 以上でございます。 |
| 山神会長 | この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。 |
| 委員長 | 当案件につきましては、昨年11月21日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。 |

| | |
|------|--|
| 山神会長 | これより 2 番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 【議案第 4 号 3 番説明朗読】 この件につきましては、昨年 11 月 21 日に第 5 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、8 ページに掲載しておりますのでご参照いたします 以上でございます。 |
| 山神会長 | この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。 |
| 委員長 | 当案件につきましても、昨年 11 月 21 日に第 5 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。 |
| 山神会長 | これより 3 番について質疑に入ります。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 |

| | |
|------|---|
| 委員 | (異議なしの声) |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | 報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 平成31年2月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第1号説明朗読】 |
| 山神会長 | この件について何かご意見ございませんか。 |
| 委員 | (なしの声) |
| 山神会長 | 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 (午後2時24分) |

会 長

署名委員

署名委員